予算・決算特別委員会　環境まちづくり分科会

令和７年１０月２日

１　議案の調査

議案第43号　令和６年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について
（環境まちづくり委員会所管分）

令和７年１０月２日

予算・決算特別委員会　環境まちづくり分科会
決算調査について

１　調査方法について

（１）理事者からの説明は、決算関係資料の配付をもって代え、特に説明を要する場合のみ行うこととする。

（２）原則として「目」ごとに質疑を受ける。
　　ただし、事項が少ない科目については「項」ごととする。

２　理事者の出席について

環境まちづくり部長及び環境まちづくり総務課長は常時出席とする。
他の理事者は所管分調査時のみ出席とし、それ以外は自席待機とする。

３　調査日程（環境まちづくり分科会）

月　日	調　査　項　目
１０月１日（水）	一般会計【歳出】 （款）５環境まちづくり費 （項）１環境まちづくり管理費 ２都市整備費
１０月２日（木）	一般会計【歳出】 （款）５環境まちづくり費 （項）３道路公園費 ４清掃リサイクル費 一般会計【歳入】のうち、環境まちづくり部所管分

４　分科会決算調査報告書について

「１　分科会で論議された項目」及び「２　総括質疑において論議することとした項目」を記載し、分科会の会議録を添付して １０ 月７日（火）午前中に予算・決算特別委員長へ提出する。

予 算･決 算 特 別 委 員 会
環境まちづくり分科会資料 1
令 和　7 年 10 月　2 日

バリアフリーに関する道路整備の主な基準等

1. 千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例・施行規則（道路の移動等円滑化の基準）

（1）歩道の有効幅員

歩行者交通量の多い道路：3.5m以上　その他の道路：2m以上

（2）歩道の勾配

横断勾配：1％以下（2％以下）　縦断勾配：5％以下（8％以下）

※（　）はやむを得ない場合

（3）歩道と車道の分離

車道に対する縁石の高さ：15cm　車道に対する歩道の高さ：5cm　（セミフラット方式）

（4）横断歩道部

歩道と車道の段差：2cm

視覚障害者誘導用ブロック設置により段差を2cm未満にすることができる

2. 千代田区道路整備方針

将来像 1『誰にでも優しい安全で安心な道路』

（1）幅員11m以上の道路は 2.5m以上の歩道を確保

（2）歩道の整備はセミフラットが基本

（3）横断歩道の交差点を中心に視覚障害者誘導ブロックを配置

遮熱性舗装・保水性舗装について

予算・決算特別委員会
環境まちづくり分科会資料 2
令和7年10月2日

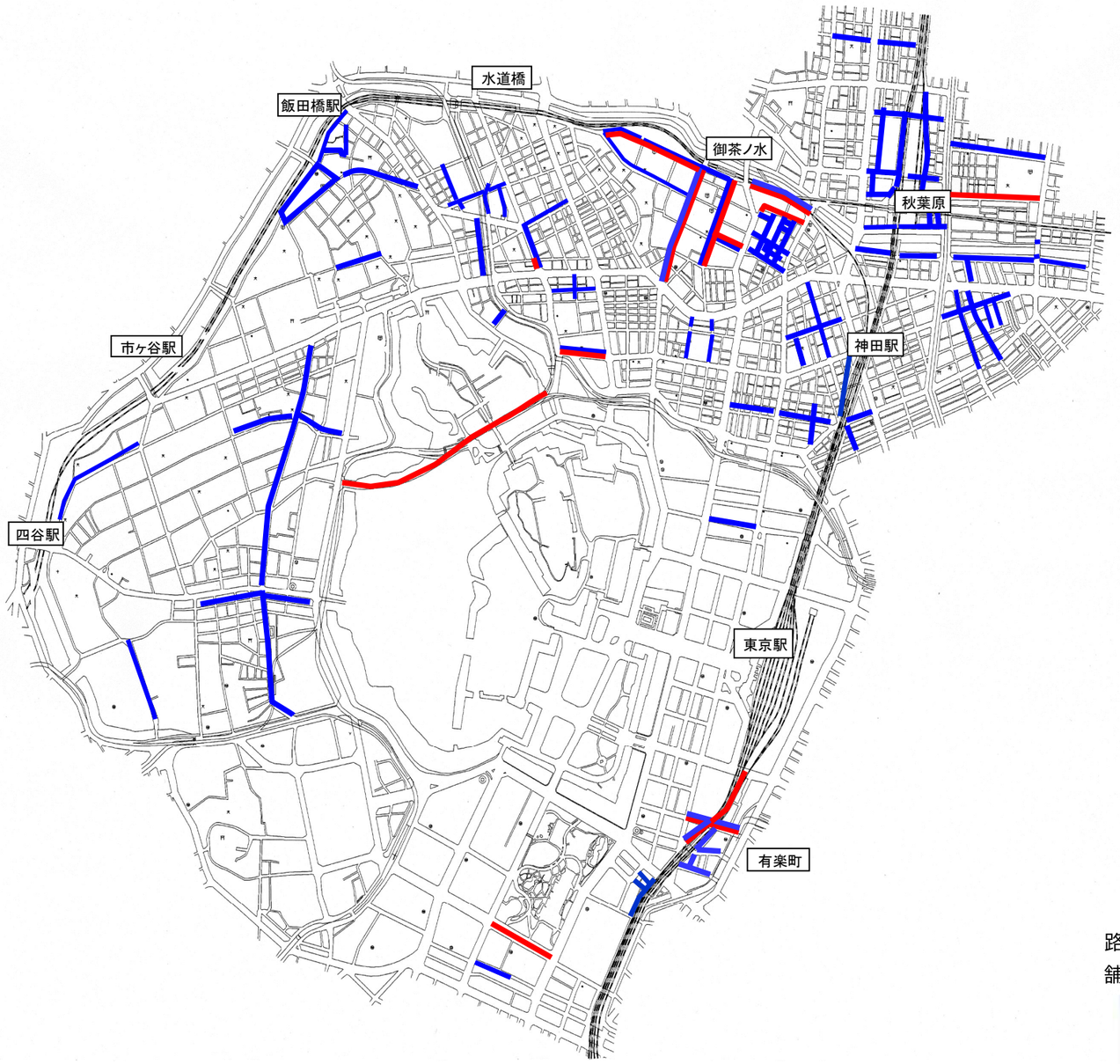

導入予定時期

神田警察通り	事業中
五十通り	令和7年度着手予定
清洲橋通り（靖国通り以南）	令和8年度着手予定

活用可能な国・都の補助制度

		補助対象期間
国補助	社会資本整備総合交付金	R6～R10
都補助	環境対策型舗装事業	H27～H31

※都補助はオリパラ関連で現在は終了

施工単価

	施工単価（円/㎡）（諸経費、消費税込み）
遮熱性舗装	9,800
保水性舗装	16,700

※R5年度設計実績より

導入実績（令和6年4月1日時点）

	延長（m）		面積（㎡）	
区道総延長・面積	130,312		1,316,791	
遮熱性舗装	4,387	3.4%	31,746	2.4%
保水性舗装	17,701	13.6%	97,938	7.4%

【遮熱性舗装】

路面に塗布した遮熱材が赤外線を反射することで、舗装への蓄熱を防ぎ路面温度の上昇を抑制

【保水性舗装】
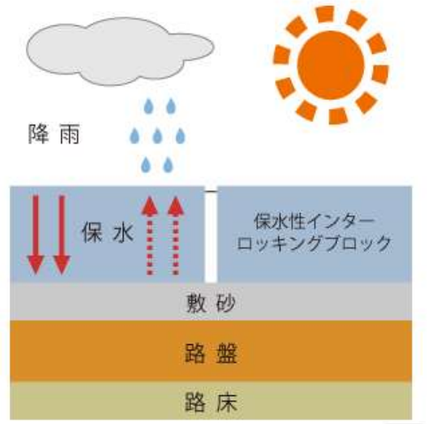
降雨時に保水性ブロックが保水し、晴天時に水が蒸発する気化熱により路面温度の上昇を抑制